

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○土地改良区の役員の就任及び退任の届出.....	(農業施設管理課)	7
○土地改良区の定款の変更の認可.....	(農業施設管理課)	7
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可	(農業施設管理課)	7
○道営土地改良事業変更計画の決定	(農業施設管理課)	7
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定.....	(治山課)	7
○知事権限に係る保安林の指定施設要件の変更.....	(治山課)	8
○森林法による通知に代える公示 (2件).....	(治山課)	8
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	(調達課)	8

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告.....	9
----------------------	---

告 示

北海道告示第355号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、北見土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。

令和3年5月11日

北海道知事 鈴木直道

退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
令和3.3.31	理事	村中淳	北見市端野町二区519番地5

北海道告示第356号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年5月11日

北海道知事 鈴木直道

認可年月日	土地改良区名
令和3.4.23	永山土地改良区

同	3.4.26	美瑛土地改良区
同	3.4.26	当麻土地改良区
同	3.4.27	北見土地改良区

北海道告示第357号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程の変更を認可した。

令和3年5月11日

北海道知事 鈴木直道

土地改良区名	土地改良施設名	管理規程の概要
北見土地改良区	常呂川第1頭首工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	常呂川第2頭首工	同
同	無加川第1頭首工	同
同	無加川第2頭首工	同

北海道告示第358号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（十弗西地区（区画整理、暗渠排水））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝総合振興局に備え置いて、令和3年5月12日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年5月11日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第359号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和3年5月11日

北海道知事 鈴木直道

- 1 保安林予定森林の所在場所 檜山郡江差町字伏木戸町370（国有林。次の図に示す部分に限る。）、190地先・189・190（以上1筆地先2筆に

ついて次の図に示す部分に限る。)

2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立 木 の 伐 採 の 方 法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び江差町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第360号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和3年5月11日

北海道知事 鈴木直道

1 指定施業要件の変更に係る保 帯広市（次の図に示す部分に限る。）

安林の所在場所

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

(1) 立 木 の 伐 採 の 方 法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び帯広市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第361号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を砂川市役所の掲示場に掲示した。

令和3年5月11日

北海道知事 鈴木直道

1 通 知 の 内 容 令和3年農林水産省告示第644号

2 所在が不明な者 川股 富士男、大村 清治

北海道告示第362号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を森町役場の掲示場に掲示した。

令和3年5月11日

北海道知事 鈴木直道

1 通 知 の 内 容 令和3年北海道告示第274号

2 所在が不明な者 池田 淳二、谷口 孝、池田 リツ子、高瀬 常文、阿部 均、
藤木 興吉、吉田 俊明、山口 由美子、白川 桂子、山本 修三、
梅津 仁、朝倉 松雄、豆澤 秀志

北海道告示第363号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和3年5月11日

北海道知事 鈴木直道

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1)ア 調達をする物品等の名称 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル針及び用紙を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

イ 調達台数及び調達予定枚数 5台及び1月当たり 60,000枚

(2)ア 調達をする物品等の名称 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル針及び用紙を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

イ 調達台数及び調達予定枚数 2台及び1月当たり 9,000枚

2 落札を決定した日

令和3年3月4日

3 落札者の氏名及び住所

(1)ア 氏 名 株式会社エムマツバラ

イ 住 所 札幌市豊平区月寒東4条9丁目5番11号

(2)ア 氏 名 株式会社ティ・エス・エス

イ 住 所 札幌市北区北34条西5丁目2-15

4 落札金額 (1)ア 基本料金（5台分1月当たり） 47,800円 イ 複写料金（1枚当たりの単価） 0.80円 (2)ア 基本料金（2台分1月当たり） 13,500円 イ 複写料金（1枚当たりの単価） 1.20円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和3年1月22日付け北海道告示第58号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道出納局会計管理室調達課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目	であること。 (5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 令和3年5月11日（火）から同月20日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 なお、電子メール（アドレス：oshima.somu20@pref.hokkaido.lg.jp）により申請書等を提出する場合の添付ファイルの形式はPDF、Word又はExcelとすること。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局総務課
総合振興局告示及び振興局告示	
北海道渡島総合振興局告示第64号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和3年5月11日 北海道渡島総合振興局長 鳴 海 拓 史 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 普通乗用自動車 1台（交換契約により普通乗用自動車1台を契約の相手方に供し、普通乗用自動車1台を契約の相手方から調達する。） (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 (3) 納 入 期 日 令和3年9月17日（金） (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者	(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道渡島総合振興局総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎4階402号会議室 （送付による場合は、郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局総務課） (2) 入 札 日 時 令和3年6月4日（金）午前10時30分（送付による場合は、同月2日（水）午後5時までに必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 一連の調達契約に関する事項 この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告 令和3年4月20日付け北海道渡島総合振興局告示第59号 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4 判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道渡島総合振興局のホームページ（<http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道渡島総合振興局総務課
- (2) 所 在 地 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
- (3) 電 話 番 号 0138-47-9416

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Exchange of Car 1 set
- B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., June 4, 2021
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., June 2, 2021)
- C Contact : Administrative Division, Oshima General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8558 Japan
Phone : 0138-47-9416

正 誤

○令和3年3月30日（本号第193号）

北海道告示第240号（環境影響評価に関する技術的方法等の一般的指針の一部改正）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

212 左 6

誤 平成28年北海道告示第317号

正 平成25年北海道告示第625号